

協議事項1. 認可外保育施設「保育ルーム ロゼッタ」の小規模保育事業所認可移行について

(1)小規模保育事業所の設置認可について

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度において、小規模保育事業をはじめとする地域型保育事業は、新たに市町村の認可事業となりました。児童福祉法第34条の15第4項において、地域型保育事業を認可しようとするときは、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴くように定められています。

今回、申請のありました小規模保育事業所を認可するにあたり、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準と照らし合わせ、適合する見込みであることから、習志野市福祉問題審議会において、協議いただき御意見を伺うものです。

《児童福祉法(抄)(昭和22年法律第164号)》

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

※ 家庭的保育事業等・・・地域型保育事業のこと。

(2)設置運営事業者

子ども・子育て支援新制度では、認可外保育施設の質の向上を図るため、認可化を推進しており、本市においても現在までに4施設が認可化移行し、小規模保育事業所を運営しております。このたび、認可外保育施設を運営している下記法人から、令和元年10月1日より、小規模保育事業所への移行希望がありました。

事業主体	有限会社 ウェルフェア
事業・施設住所	千葉県習志野市秋津 5-5-6

(3)小規模保育事業所整備概要

- ① 施設名:(仮称)保育ルーム ロゼッタ
- ② 設置予定場所



- ・屋外遊技場(秋津5号児童公園)までの距離 約190m
- ・子どもの歩行速度で徒歩約5分

③ 施設概要等

施設名称(仮称)	保育ルーム ロゼッタ
事業開始予定日	令和元年10月1日
事業の種類	小規模保育事業B型
中学校区	第七中学校区
所在地	習志野市秋津5-5-6
定員	18人(内訳)0歳児:6人 1歳児:6人 2歳児:6人※一時保育:2人
設備 (平面図参照)	事業対象延床面積 99.49㎡
	(1)保育室等 乳児室 42.48㎡(必要面積:39.6㎡) 保育室 12.59㎡(必要面積:11.88㎡) 一時保育室 7.29㎡(必要面積:6.6㎡)
	(2)屋外遊戯場 秋津5号児童公園(施設からの距離約190m)
	(3)その他設備 調理室、事務室、医務室、沐浴設備、便所等
職員	施設長 保育士:8名 保育従事者:8名 調理:1名 嘱託医:2名(内科医及び歯科医)
開所曜日	月曜日から土曜日(祝日、年末年始除く)
開所時間	7時から19時まで
給食	自園調理
連携施設(保育支援)	市立秋津保育所
連携施設(3歳児進級先)	市立秋津保育所
保育方針	<p>保育を必要とする乳児または幼児が増加している現状に対し、一人でも多くの乳児または幼児の受入ができるよう、定員を増やしかつ認可外保育施設から小規模保育施設に移行を希望します。また、引き続き地域の児童福祉の向上に貢献できるよう努めて参ります。</p> <p>【保育理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりのこどもの最善の利益を考慮しその権利を尊重する。 ・こどもの持つ自然な生命力が十分発揮できる土台を作る。 <p>【目標とするこどもの姿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良く食べ、良く眠り、良く遊ぶこども。 ・自ら育とうとするこども。 <p>【保育方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりのこどもを信頼し、尊重し、発達を実現します。 ・清潔、安全、安心した環境の下で安定した生活リズムを作ります。 ・良い音楽と優れた玩具に囲まれ、遊びを通して豊かな心を育てます。 ・多世代交流、子育て支援を行い、地域との関係性を大切にします。 ・旬の食材を取り入れ、和食を中心に子どもの味覚を育てます。 ・豊かな自然環境の中で五感を育てることを大切にします。